

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009長第28号	
事故等名	漁船輝龍丸モーターボート輝丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年9月3日(水)15時25分ごろ	
発生場所	佐世保市高島町牛ヶ首灯台から真方位233° 7,950m 付近 (北緯34° 07.1'、東経129° 30.8')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月5日長崎・地方事故調査官がA船長から口述聴取、3月6日B船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 漁船 輝龍丸 4.9トン NS3-505522 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B モーターボート 輝丸 5.6m 292-9968 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 二級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷側中央外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aほか甲板員1人が乗り組み、アジの一本釣り漁の為、黒島西端沖から南東方向へ向け魚群探索中、B船は、船長Bほか2人を乗せ、黒島南西沖において、釣りのため北東に向首して錨泊中、平成20年9月3日15時25分ごろ、A船の左舷船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 衝突時、A船ではA船長が、操舵室にて魚群探知機及びGPSにて魚群の探索にあっていた。 当時、天候は晴れで、風力3の北風が吹き、視界は良好であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、魚群探索のため、適切な見張りを行わず、錨泊中のB船を避けなかった可能性があると考えられる。 B船は、A船との衝突を避けるための措置をとらなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が魚群探索をしながら航行中、B船が錨泊中、A船がB船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	